



ウイルス性肝炎患者に対する支援を 求める意見書

我が国におけるB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、肝炎対策基本法などでも確認されているところであり、国の法的責任は明確である。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、インターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼり、高額な医療費を負担せざるを得ない状態にある。そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障を来し、精神的・肉体的に苦しみつつ経済的・社会的に逼迫している肝硬変・肝がん患者に対しては、一層の行政的・社会的支援が求められているところである。

生活支援制度である障害年金については、基準見直し作業が進んでいるが、同じく生活支援の制度である身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度（身体障害者手帳）は、医学上の認定基準が極めて厳しく、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が現場の医師らからも多くなされているところである。

よって、国においては次の事項について速やかに必要な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月7日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

殿

厚木市議会議長 石井 芳隆